

**付 策定体制体系図**

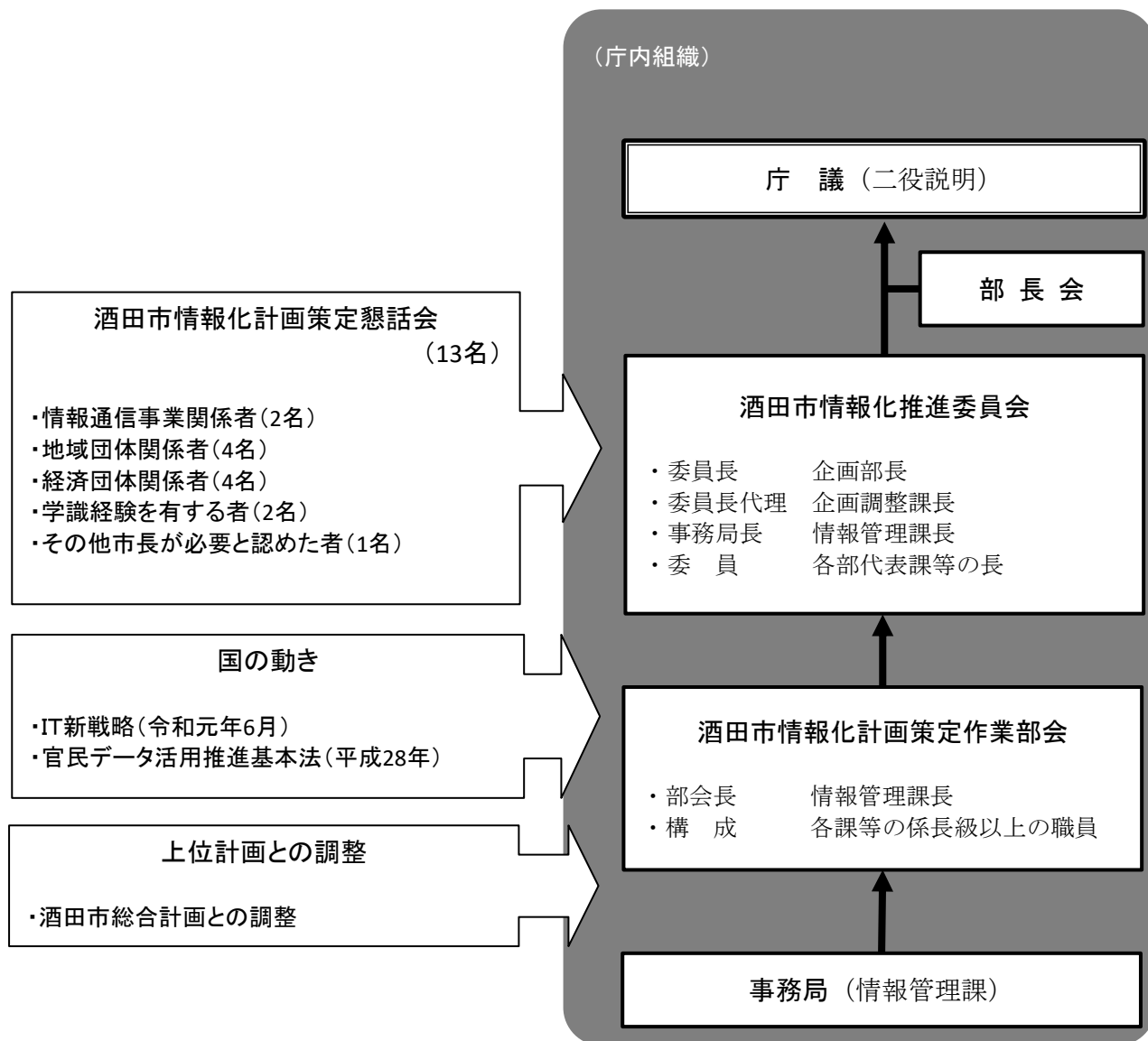
**酒田市情報化推進委員会設置規程**

**酒田市情報化計画策定懇話会設置要綱**

**酒田市情報化計画策定懇話会委員名簿**

(このページは白紙です)

# 策定体制体系図



## ○酒田市情報化推進委員会設置規程

(平成17年11月1日訓令第13号)

改正 平成18年4月1日訓令第7号 平成20年3月31日訓令第11号  
平成20年7月1日訓令第29号 平成21年3月25日訓令第6号  
平成22年3月18日訓令第13号 平成25年3月14日訓令第2号  
平成28年3月31日訓令第34号 平成29年3月31日訓令第11号  
平成30年3月8日訓令第11号

### (設置)

第1条 高度情報化の進展に対応し、本市における情報化の総合的な推進を図るため、酒田市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、前条の規定による設置目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政情報化計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域情報化計画の策定及びその推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報化に関し委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理、事務局長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 委員長代理は、企画調整課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長代理は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。

### (専門部会)

第6条 委員会は、付議された審議事項のうち特定事項の調査研究及び検討を行わせるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、関係課の係長以上の職員をもって組織し、委員には、当該職にある者をもって充てる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部情報管理課において処理する。

### (調整会議との兼用)

第8条 委員会は、酒田市庁議及び行政運営に関する規程(平成17年訓令第3号)に定める調整会議を兼ねるものとする。

### (その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第11号)  
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日訓令第29号)  
この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第6号)  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日訓令第13号)  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日訓令第2号)  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第34号)  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第11号)  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月8日訓令第11号)  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

情報化推進委員会の委員の職

名称	所属及び委員の職	
委員長	企画部	企画部長
委員長代理	企画部	企画調整課長
委員	総務部	総務課長
	総務部	財政課長
	地域創生部	商工港湾課長
	市民部	まちづくり推進課長
	健康福祉部	福祉課長
	建設部	土木課長
	農林水産部	農政課長
	八幡総合支所	八幡総合支所長兼地域振興課長
	松山総合支所	松山総合支所長兼地域振興課長
	平田総合支所	平田総合支所長兼地域振興課長
	上下水道部	管理課長
	教育委員会	企画管理課長

## 酒田市情報化計画策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 情報化計画策定に当たり、有識者等の意見を聴取するため、酒田市情報化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員概ね15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 情報通信事業関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

### (任期)

第3条 委員の任期は、平成30年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、酒田市情報化推進委員会の求めに応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画振興部情報管理課において処理する。

### (雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成29年5月11日から施行する。
- 2 この訓令は、平成30年3月31日に、その効力を失う。

## 酒田市情報化計画策定懇話会委員名簿

【任期：平成29年5月11日～平成30年3月31日】

職	氏名	所属	要綱 第2条第2項
会 長	渡 辺 雄 二	山形県立産業技術短期大学校庄内校	(4)
副会長	平 川 博 久	東日本電信電話株式会社庄内営業支店	(1)
委 員	土 肥 成 二	株式会社ドコモCS東北山形支店	(1)
委 員	阿 部 建 治	酒田市自治会連合会連絡協議会	(2)
委 員	佐 藤 愛	社団法人酒田青年会議所	(2)
委 員	佐 藤 司	酒田市PTA連合会	(2)
委 員	高 山 寿美子	庄内地域子育て応援協議会	(2)
委 員	佐 藤 修	庄内みどり農業協同組合	(3)
委 員	加 藤 明 子	酒田商工会議所	(3)
委 員	高 橋 一 輝	酒田ふれあい商工会	(3)
委 員	加 藤 俊 一	一般社団法人酒田観光物産協会	(3)
委 員	廣 瀬 雄 二	東北公益文科大学	(4)
委 員	高 橋 茜	東北公益文科大学（学生）	(5)